

プラン別説明書

(子育て応援プラン)

九州エナジー株式会社

2023年4月1日改訂

1. 適用範囲

子育て応援プランの適用範囲、その他の条件は、つぎのとおりとなります。

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。

プラン名	適用範囲
【子育て応援プラン】 スマートプラン B	契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。 子育て支援パスポートの提示があること
【子育て応援プラン】 オール電化プラン 2 1 オール電化プラン 2 2 オール電化プラン 2 3	契約容量が原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。 子育て支援パスポートの提示があること

(2) 適用期間

適用期間は、子育て支援パスポートの有効期限の月の検針日までです。

以降、契約を継続する場合は、スマートプラン B、オール電化プランへ自動的に移行します。契約期間は、電力小売り供給約款(低圧) 8 (契約期間) に従います。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(4) 最大需要容量、契約電流、契約容量

項目	内容
契約電流	契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
契約容量	契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6 (契約容量および契約電力の算定方法) により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(6) 1 需要場所において低圧電力とあわせてご契約する場合の注意事項

1 需要場所において従量電灯と低圧電力をあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）、契約電流（この場合、10 アンペアを1 キロワットとみなします。）、または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であることとします。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、当該合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2. 契約種別と料金単価

契約種別と料金単価（消費税等相当額込）は、次のとおりとなります。

イ 【子育て応援プラン】スマートプラン B（契約電流 60A まで）

（料金単価は消費税等込価格）

区分		単位	料金単価
基本料金	30A	1 契約	889.81 円
	40A		1,129.32 円
	50A		1,406.95 円
	60A		1,619.24 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh	18.03 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh	22.16 円
	300kWh 超過	1kWh	24.20 円
最低月額料金		1 契約	314.79 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

- ロ 【子育て応援プラン】 オール電化プラン 2 1
- 【子育て応援プラン】 オール電化プラン 2 2
- 【子育て応援プラン】 オール電化プラン 2 3

(料金単価は消費税等込価格)

区分		単位	料金単価	
基本料金	契約容量が 10kW 以下の場合	1 契約	1,872.30 円	
	契約容量 15kW まで		4,714.20 円	
	15kW 超過分	1kW	568.38 円	
電力量料金	平日昼間	夏冬	1kWh	25.28 円
		春秋	1kWh	22.42 円
	休日昼間	夏冬	1kWh	21.74 円
		春秋	1kWh	18.37 円
	夜間		1kWh	14.35 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

※春季は、毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間および翌年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間をいいます。

※夏季は、毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

※秋季は、毎年 10 月 1 日から 11 月 30 日までの期間をいいます。

※冬季は、毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）をいいます。

※休日は、土曜日、日曜日、「国民の休日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日をいいます。

※平日は、休日以外の日をいいます。

※時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ オール電化プラン 2 1 の場合

昼間時間は、毎日午前 7 時から午後 9 時までの時間をいいます。

夜間時間は、毎日午前 0 時から午前 7 時までおよび午後 9 時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。

ロ オール電化プラン 2 2 の場合

昼間時間は、毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

夜間時間は、毎日午前 0 時から午前 8 時までおよび午後 10 時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。

ハ オール電化プラン 2 3 の場合

昼間時間は、毎日午前 9 時から午後 11 時までの時間をいいます。

夜間時間は、毎日午前 0 時から午前 9 時までおよび午後 11 時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。